ASBJ

第 577 回企業会計基準委員会

資料番号	審議事項(4)-5
日付	2026 年 5 月 28 日

プロジェクト	金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発
項目	第 255 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 255 回金融商品専門委員会（2026 年 5 月 13 日開催）において、金融資産の分類アプローチの一部である事業モデルに基づくアプローチの採用に関する ASBJ 事務局の分析について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（全般的な事項）

2. 事務局の分析に違和感はない。

3. 金融商品会計基準等と IFRS 第 9 号を比較した場合、理屈の観点からいずれが優れているかについて一義的に決めることは必ずしも容易でないという事務局の分析に賛同する。また、事業モデルに関する IFRS 第 9 号のアプローチを取り入れた場合の影響について分析を行う事務局のアプローチに同意する。

4. IFRS 任意適用企業の観点からは、IFRS 会計基準との差異がない方が望ましいと考える。

5. 事業モデルに関する IFRS 第 9 号のアプローチを取り入れた場合、金融機関においては体制の見直しや社内規定の整備、システム対応などの影響やコスト負担が生じると考えられる点についてご認識頂きたい。

6. 基準導入の負担軽減の観点から、どのような金融商品についてどの事業モデルに該当する可能性があるかについての検討を行った上で、当該内容を会計基準等の本文や結論の背景に含めることを検討いただきたい。

（償却原価で測定する金融資産の範囲に関する事項）

7. 満期保有目的の債券に関して、IFRS 第 9 号のアプローチを取り入れてテインティング・ルールを廃止することが望ましいと考える。

（その他の包括利益を通じて公正価値（FVOCI）で測定する金融資産の範囲に関する事項）

8. 資料(4)-1 第 35 項について、現時点では回収及び売却事業モデルの中で保有される債権は必ずしも多くないとして分析を省略することで問題ないと考えているものの、実務において回収及び売却事業モデルの中で保有されると考えられる債権が増えてきていると考えられるため、今後の検討において配慮することが考えられる。

（純損益を通じて公正価値（FVPL）で測定する金融資産の範囲に関する事項）

9. トレーディング目的で保有する債権について、公正価値オプションと合わせて検討を行うとする事務局の分析に同意する。

10. 仮に貸出金の公正価値オプションを認めるとした場合、金融商品会計基準第 14 項の定めをどのように見直すかについて、現時点で考えているものがあればご教示いただきたい。

（今後の進め方に関する事項）

11. 金融資産にのみ IFRS 会計基準のアプローチを取り入れた場合には、新たな会計上のミスマッチを生じさせる可能性があると考えられるため、一定程度検討が進んだ段階において、日本基準特有の手当てが必要かどうかについて議論することが考えられる。

（その他）

12. 株式に関して、日本基準でこれまで重視してきた考え方や国際的に意見発信してきた内容との整合性に留意しつつ、IFRS 会計基準との差異がなるべく残らないことが望ましいと考える。

13. 部分純資産直入法の見直しに関連して、企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準注解」の「注 10 その他有価証券に属する債券の換算差額の処理について」の取扱いについても見直すことが考えられる。

14. 資料(4)-1 脚注 14 及び脚注 15 について、著者名を見直す必要があると考える。

以　上